

令和5年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和5年 12月 5日

本日の会議 令和5年 12月15日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	総 務 課 長	荒 木 隆 君
財 政 課 長	北 野 靖 之 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時49分

令和5年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

令和5年12月15日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	63	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	64	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	65	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	66	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	67	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	68	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
7	69	令和5年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総務 ※産業
8	70	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
9	71	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
10	72	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※総務
11	73	令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総務 ※産業
12	請願2	現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願	※総務
13	—	議員派遣の件	
14	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

## ○10番（金子恵議員）

皆さまおはようございます。それでは報告をさせていただきます。まず、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を報告をいたします。主な提案理由として、議案第63号から議案第65号については、関連するので一括で議案の説明を受けました。町議会議員および三役の期末手当の支給割合について、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じて改正を行うもの。条例第1条は、期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、総支給割合を3.4月分とするもの。第2条は、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の170に改めるものである。なお、附則として、第1条は公布の日から施行、令和5年12月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4月1日から施行する。また、期末手当の内払いについても定めた。以上の説明がありました。主な質疑として、附則で条例第1条の規定は令和5年12月1日から適用しているが、どのような手だてがされるのかに対し、現行の条例に基づき12月期の期末手当をいったん支給する。改正条例の制定後に12月1日にさかのぼり再度計算し、差額を支給することになる。以上の答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告をいたします。主な内容、提案理由として、人事院勧告の内容に準じて、町職員の期末手当及び勤勉手当における支給割合並びに給料月額の改定を行うもの。令和5年8月、民間給与との格差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、これらの勧告に準じ条例改正を行うものである。第1条は職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.5月分としている。なお、再任用職員については、それぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.35月分としている。またこれらに加え給料月額を改定するもの。第2条は、期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるもの。なお、附則第1

条は公布の日から施行、令和5年4月1日から適用するものとし、第2条は、令和6年4月1日から施行すること。併せて給与の内払いについても定めている。以上の説明がありました。主な質疑として、障害者の法定雇用率が今年度から3%になっているが本町は達成しているのかに対し、令和5年6月1日現在で法定雇用率2.6%に対し、実雇用率が3.02%であるという答弁でした。次に、現在の役職者の男女差についてはどう考えているかの質疑に対し、人事評価などを基にした能力によるものが大事だと思っている。その上で男女共同参画の中でも管理職登用の女性比率の割合を目標設定としていることから、それを達成するため女性の任用も考えている。令和5年4月現在、女性管理職の割合は27.78%で、数年前よりも劇的に改善はしているものと考えている。以上の答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。主な内容は人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の給与等の改正を行うもの。また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するものである。支給対象は任期の定めが継続して6月以上の者、支給割合は職員に準ずることとしている。附則として、勤勉手当に係る規定の施行期日を令和6年4月1日とし、報酬基準月額については令和5年4月1日から適用、併せて給与の内払いについても定めている。以上の説明がありました。主な質疑として、会計年度任用職員は再度の任用がなされるが任用に上限があるのかに対し、1年が上限となっている。ただし、再任用をすることは妨げないため継続して任用される人もいるとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うもの。改正の主な内容は、同基準の第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について、読替内容を一部見直すことに係る改正を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑として追加された一文の有無でどのような違いがあるのかに対し、本町の条例にこの一文を加えたことで直接影響はない。国が読替規定を変更しており、それに準拠し、文言を修正したとの答弁でした。慎重に審査した結果、可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第63号長与町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。従来この手の条例については、討論の冒頭で議員報酬は少なければよいという考えではないと前置きをした上で、期末手当の増額議案に反対をしましてまいりました。その理由はここ30年、住民の収入は実質的に上がっていないという意見が多いことに加え、地元の経済状況が好転していないことを踏まえての判断でありました。しかし、この間2回の無投票、投票率の低下などに直面し、政治離れと議員のなり手不足の深刻度が増す中、議会の在り方を強く考えざるを得なくなりました。議員のなり手不足についてその要因はさまざまあると思いますが、報酬額も一つの要因であると考えに至りました。現在国会議員の期末手当引き上げの妥当性が話題になっています。有権者の多数から高額とみなされている国会議員の歳費と町議会議員の報酬等を同列に見なすことは適当ではないと考えます。長与町議会町議については、類似団体の議会の平均程度までは妥当性があると考えます。さらに今回の期末手当の改定については、一般町議については年額で約3万円の改定であり、報酬額の実情を鑑みれば住民も一定理解をしていただけるものと考え本議案に賛成をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第63号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第64号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第65号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第66号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第67号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第68号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)から日程第9、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号ま)での3件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○10番(金子恵議員)

それでは、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算(第5号)の総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を申し上げます。提案理由として、総務部総務課では、町長選挙に併せて町議会議員再選挙が施行されることから、同時選挙費として新たな科目において計上するために既定の長与町長選挙費を減額、また、長与町長及び町議会議員同時選挙費として、来年4月の町長選挙と町議会議員再選挙の準備に係る経費を併せて計上。契約管財課では、役場空調、トイレ、電気関係などの修繕が当初想定より多く発生し、年間の実績見込額が増加するため、修繕料を増額計上。秘書広報課では、県の防災システムと町のホームページが連携しているが県側のシステムの改修があり、それに対応するための改修費を計上。企画財政部政策企画課では、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一部を令和5年度に繰り越していたが、繰り越し事業の完了日の見通しが立ったため、概算額で受領していた国庫補助金を実績額に応じて精算し返還。財政課では、財政調整として繰越金9,010万8,000円を計上。税務課ではシュレッダーを購入するための費用を計上。収納推進課では、会計年度任用職員の報酬等の増額改定案に準じ、収納推進専門員1名分の人件費を増額計上。住民福祉部高田保育所では、園庭のフェンスにつる性の植物を絡めるため、植栽業務委託料8万5,000円を計上。こども政策課では、レンタル事業の拡大のためベビーベッド、チャイルドシート、ベビーカーなどを購入。住民環境課では、各自治会への資源分別収集助成金を安定的に支給ができるように助成金の算定方法並びに配分方法について要綱改正を行い、併せて予算についても増額計上した。福祉課では、国の障害者

福祉サービス等報酬改定によりシステムの改修が必要となったため、障害者福祉システム改修業務委託料を計上。健康保険部健康保険課では、産前産後期間の保険税減額措置に係る国、県の負担金と町の負担金の計7万9,000円を計上。介護保険課では、介護報酬改定等に伴うシステム改修、介護給付費等の増額に伴う町負担分を増額計上。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部総務課では、町長選挙費を減額し、町長および町議会議員同時選挙費として上げ直さなければいけないのかの質疑に対し、共通の経費がある。例えば人件費、啓発にかかる経費、消耗品費、印刷費など整理し、効率的な執行を行うためであるとの答弁がなされました。契約管財課では、庁舎の修繕費は毎年かかっているのかに対し、35年たち経年劣化も激しくなっている。そのため都度、長寿命化を目指しながら修繕をしているような状況であるとの答弁でした。秘書広報課におきましては、ホームページ改修業務はどのくらいの日数がかかるのかの質疑に対し、余裕をもって2カ月程度を要するとの答弁でした。それに対しその間不具合が生じないのかの質疑に対し、万が一災害が発生する状況になった場合は、手動で入力できるので不具合はないとの答弁でした。次に、企画財政部におきましては、特記すべき質疑はありませんでした。次に、住民福祉部高田保育所におきましては、フェンスにつる性の植物を這わせ見えないようにするとのことだが何か理由があるのかに対し、フェンスが健康センター駐車場に面し、ここは多くの利用者がいる。不審なことがあったわけではないが、全て見えるよりは見えない方がいいと判断したとの答弁でした。次に、こども政策課では、ベビー用品レンタルの需要はどのような状況かに対し、現在返却待ちはないが、通常3、4人が返却待ちの状況である。ホームページを見て借りることができないと諦めている人も一定数いることから、そのような人をなくすためにも充足をしていきたいと思っているとの答弁でした。次に、住民環境課では、資源分別収集助成金は、固定部分と人口分で調整をするが自治会ごとに変動はないのかに対し、毎年変動があるため比較する年で変わるが、単純に令和4年度と比較した場合、どの自治会についても下がることとなるとの答弁でした。次に福祉課では、特記すべき質疑はありませんでした。健康保険部健康保険課におきましては、質疑として、町への寄付金で何を購入するのかに対し、体組成計を購入したい。次に、それに対する質疑に、その寄付金は年度内に使ってしまうといけないのかの質疑に対し、繰り越すと一般会計の繰越金に入り、充当という形で見えてこない。地元を応援したいという応援寄附金として頂いた。健康づくりという意向もあり、精度の高い体組成計の購入を考えているとの答弁でした。次に、介護保険課では、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。提案理由として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、補正後の総額を42億3,341万円とするもの。歳入では、一般被保険者国民健康保険税は、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税減額措置によるも

の。一般会計繰入金のうち、事務費等繰入金は、会計年度任用職員、人勧増額分。産前産後保険税繰入金は、産前産後保険税減額措置分の一般会計からの繰り入れ。出産育児一時金臨時補助金は、令和5年度の出産育児一時金の50万円に引き上げに伴う、1件当たり5,000円の補助で5年度限りのもの。歳出は、人事院勧告に基づく人件費の増額分が主なものである。以上の説明がありました。質疑としては、特記すべき質疑はございませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告を申し上げます。提案理由として、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,618万1,000円を追加し、補正後の総額を31億3,616万5,000円とするもの。保険事業勘定の歳入は、介護報酬改定等に伴う基幹システムおよび介護認定支援システムの改修に対する国庫補助として介護保険事業費補助金170万円、低所得者保険料軽減繰入金は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定により117万2,000円を減額するもの。歳出は、令和6年度からの介護報酬改定等制度改正に伴う基幹システムおよび介護認定支援システムの改修業務委託料を増額。また、介護サービス等諸費については、要介護認定者が利用した介護サービス費の増加により、給付費や給付に伴う審査支払手数料を増額するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、介護サービス等諸費の負担金、補助及び交付金1億8,100万円は、金額的に大きい補正する理由は何かに対し、令和5年3月末と令和5年9月末を比較し、認定者が54人増えている。利用者数も増加していることから給付費の増加を見込んでいるとの答弁でした。次に質疑として、今年度特に目立って急激に増えたのか、理由は何かに対し、今までコロナの影響もあり、利用控えがあったと推測される。令和5年度はコロナが5類に移行したことにより、利用者が増額しているのではないかと推測しているとの答弁がありました。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第70号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

皆さまおはようございます。令和5年第4回本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日として令和5年12月11日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算（第5号）産業文教常任委員会分割付託分について、提案理由主な内容として、教育委員会教育総務課では、債務負担行為補正として小学校教師用教科書・指導書購入事業の限度額2,151万9,000円、教師用の教科書指導書についての契約に係るもの。歳出では、電力入札の不落に伴い契約が見直されたことから、電気使用料について小学校管理費で761万2,000円、中学校管理費で337万円、学校給食費で90万8,000円を増額計上。学校教育課では、歳入で企業版ふるさと納税寄附金のうち200万円、この寄付金を活用し、歳出で中学校教育振興費の講師謝礼100万円と委託料100万円を計上。講師謝礼は、国内のトップアスリートを招いた研修会に伴うもの。委託料は地域へ移行した休日の運動部活動の指導者の資質向上のための研修会に係るもので、長与スポーツクラブへ委託する。生涯学習課では物価高騰の影響に伴い、歳出において働く婦人の家管理費の燃料費58万9,000円、図書館費の電気使用料102万2,000円、文化施設管理費の電気使用料323万9,000円、体育施設管理費の電気使用料187万6,000円を計上。建設産業部産業振興課では、歳入のふるさと長与応援寄附金について令和5年上半年期の寄付額を下に前年度との伸び率などを比較を行い、寄付見込額を当初の1億2,500万円から1億8,000万円として5,500万円増額。それに伴い歳出の税務総務費で、ふるさと長与応援寄附金に係る経費として返礼品の購入費1,650万円、返礼品の発送費用、ふるさと納税のサイト利用料、業務委託料を増額計上という説明がありました。主な質疑といたしまして、教育委員会教育総務課では、債務負担行為は5年度中に準備をするためのものかに対し、数や金額が大きいことから準備期間が必要、できるだけ早く契約を行い配布したいという答弁でした。教師用の教科書指導書は何冊程度になるのか、またどのようなものかに対し、教師用の教科書が1,174冊、指導書は1,007セット、デジタル教科書のみが70セットである。電子黒板、タブレットを使用して、アニメーションや動画などをデジタルコンテンツを提供できるものを選定しているという答弁でした。学校教育課では、企業版ふるさと納税寄附金200万円を受けた根拠はに対し、寄付をされた企業から部活動の地域移行の取り組みに使ってほしいとの指定があったという答弁でした。トップアスリートの研修会の講師や時期などは決まっているのかに対し、現在調整中であるという答弁でした。生涯学習課では、福祉関連では電気料高騰緊急支援補助金が計上されているが、図書館や文化体育施設の電気料には利用できなかったのかに対し、対象だったが福祉施設での予算の枠が埋まってしまったため予算措置はしなかったという答弁でした。建設産業部産業振興課では、ふるさと納税の返礼品の内訳と問題になっている産地偽装についての対策はに対し、返礼品の上位はカステラ、セトカ、ハム、角煮まんじゅうなど。産地については返礼品を出したい事業者から出され

た書類を中間業者が確認し、さらに町も確認を行う。対策については、事業者に対して中間業者が通じた再確認と町から直接基準についての文書で通知した。経費について、5割のルールがあると思うが、寄付に対する返礼品の内容変更などはあったのかに対し、9月までは寄付調達に係る経費のみが5割の対象であったが、今後は寄付の受領書送付やワンストップ特例の経費など、募集に付随して係る経費も含めて5割となる。今年度は寄付に対する返礼品の変更はしていない。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第69号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第69号令和5年度長与町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第70号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第71号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○10番（金子恵議員）

それでは議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。提案理由として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部の改正がされた。内容は出産する予定の被保険者または出産した被保険者の国民健康保険税の所得割額および均等割額を出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月を免除し税額を減額する。多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間を免除するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、マイナンバーカードを取得していない人や通知カードの紛失等で自分の番号が分からない人もいます。それにより減免が受けられないという不利益はないのかに対し、持たないことで軽減されないということはないとの答弁でした。次に、制度があることを知らない人も今後出てくると思う。出産届が出たときに該当する人が届け出をしていない場合、確認して教えるなどの対応ができるのではないのかに対し、申請が遅れている人、申請していない人について把握し、個別に連絡しなくてはいけないと考えている。以上の答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第72号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第72号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵議員）

議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）の総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を行います。提案理由として、企画財政部政策企画課では、経営悪化、運転手などの人材不足に苦しむ中、引き続き地域に不可欠な移動手段を確保するため、利用者の利便性向上につながるDX事業を実施する地域公共交通事業者に対する支援を行うため、長与町地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金821万3,000円を計上。財政課では、財政調整として繰越金5,306万2,000円を計上。住民福祉部こども政策課では、エネルギー価格高騰に伴う電気料の補助を長与町内の私立認可保育所10カ所、私立幼稚園1カ所、認可外保育施設2カ所へ行う経費を計上。住民環境課では、省エネ家電購入事業補助金の第2弾として600万円を計上。福祉課では、12月1日時点で長与町に住民票を有する低所得者に対し、1世帯当たり7万円を支給するための予算を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部政策企画課では、バスロケーションシステムが実施される予定があるのかの質疑に対し、システム導入は今年度内に準備を進め、来年度以降早い時期に各社のホームページを改修して、スマートフォン、インターネット上で見るができるようになるという旨の回答でした。財政課では特記すべき質疑はありませんでした。次に、住民福祉部の審査を行いました。こちらも特記すべき質疑はありませんでした。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）産業文教常任委員会分割付託分について報告いたします。提案理由、主な内容としては、建設産業部産業振興課では、物価高騰の影響を受けている事業者等の負担軽減に資する支援策として、歳出の水産振興費では、大村湾漁協施設整備等負担金40万9,000円を計上。大村湾漁協が運営する直売所の冷凍機、冷凍ショーケースおよび活魚、鮮魚の運搬用トラックについてランニングコストの軽減を図るため、入れ替える経費の一部を関係市町で負担するもの。商工振興費では、中小企業等物価高騰対策支援補助金6,000万円を計上。町内に本店を有する中小企業及び町内の個人事業主に対し経費の0.5%を支援するもので、対象が概算で1,000件、平均支援額を6万円として積算、なお1件の上限額は10万円という説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課で中小企業

等物価高騰対策支援補助金は、経費が増えたかどうかに関わらず直近の決算の経費の0.5%を支給するのか。また手続きはどのようになるのかに対し、直近の決算または令和5年分の確定申告において、経費を計上している事業者が対象となる。役場の窓口を設け申請は郵送にて受け付ける予定。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第73号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第73号令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、請願第2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただ今議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○10番（金子恵議員）

それでは請願2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願についてご報告を申し上げます。請願趣旨として、本年6月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正され、来年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することとなった。しかし、使用をめぐっては医療、金融機関などで誤登録などのトラブルが続出し、高齢者など社会的弱者にとって保険証廃止は命に関わる事態を引き起こすことが明らかである。資格確認書の発行案を出しているが、それであれば現行の保険証を残すべきである。以上を踏まえ現行の健康保険証の存続を求める意見書の国への提出を求めるとの内容でございました。次に、主な質疑として、請願書の中に憲法第13条の全て国民は個人として尊重されるに基づけば憲法違反と書かれてあるが事実はどうかに対し、私たちの思いを乗せた文章である。憲法に基づく解釈というのはそれぞれだが、これまでさまざまな判例に上げられてきた中の自己決定権の部分について憲法違反だという解釈をしているとの答弁でありました。次に、保険証の使い回し、外国人による不正利用で行政コストがか

かっていると聞かすが、どう受け止めるかに対し、モラルの問題だと考える。マイナンバーカードも偽造されていると聞く。今後もさまざまなことが考えられるが、マイナ保険証になっても被害が広がる恐れがあるのではないかと懸念する。との答弁でした。次に、請願は採択に当たり実現の可能性があるかが重要になる。既に6月にマイナンバー法が改正され、廃止は法律上決定している。当然、法律は改正できるが健康保険証の存続の実現とか可能性をどう考えるかに対し、今回は物事を実現してほしいということを求めているのではなく、元からあるものが変わろうとしているときにさまざまな矛盾がある中で、変えるのは無理があるのではないかとということが請願の趣旨事項である。実現性という点では捉えなくてもよいと考える。との答弁でした。次に、このカードは一般的にはその識別情報を一元化する意味合いもあると思っているが、この趣旨の中に国民の情報管理をする狙いがあるとされている。どのような思いがあるのかに対し、マイナンバーカードが導入されようとしたとき、情報管理に対しての懸念性が言われていた。文書上はマイナンバーカードの部分を表示せざるを得なかったところもあったが、請願趣旨としては、保険証の存続を求める意見書の提出であることを理解してほしい。との答弁でした。以上のような質疑が行われ、採決の結果、請願2号は、可否同数で委員長裁決により不採択すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第2号の討論を行います。

まず、賛成討論はありませんか。

9番、安部議員。

#### ○9番（安部都議員）

請願2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願に賛成の討論をいたします。令和5年6月2日に、政府は2024年秋までに現行の紙製健康保険証を廃止し、原則としてマイナンバーカードに保険証を持たせたマイナ保険証へ一本化する方針であります。また、例外的マイナ保険証を取得できない理由がある方は、資格確認書を発行する制度に移行する医療保険法各法の改正法が成立しました。マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であります。そして今やマイナンバーカードをめぐる問題が続出しており、全国でマイナ保険証の登録ミスが8,000件以上を超えており、特に障害者手帳とのひも付けミスが多く発生しております。その他保険資格が確認できず窓口で10割負担となったケースもあり、経済的理由により受診困難となることなど懸念される状態であります。このようなマイナ保険証への原則一本化の撤回と現行保険証の発行存続を求める意見書や、健康保険証廃止の中止を求める意見書など、現在全国の87自治体で採択されております。また、日

本弁護士連合会やあらゆる団体からも同じ意見書が国へ提出されるなど、国民不安が募る現在の状態では、来年秋からのマイナ保険証の移行は時期尚早だと考えられます。保険証の廃止に対する反対意見が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によりますと、延期や撤回を求める声が72.1%と高く、またある高齢者介護施設による調査では、9割以上の施設で利用者のマイナンバーの管理ができないと回答しております。健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大な問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められると思います。健康保険証の廃止により健康保険証を持たず保険診療を受けられない方が生じないように、いつでもどこにいても安心して医療を受けられることができるよう紙の健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求め本請願に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

13番、竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私は当請願に反対の立場で討論に参加をいたします。我が国において現行の健康保険証につきましては令和6年度秋をめどに廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える方針を示しています。従来の保険証で現在受診することは可能であり、また、保険料を納めている方が保険診療を受けられるということは当然であると政府としても承知をしており、受診する権利はしっかりと保障をされています。現在マイナンバーカードの健康保険証利用を加速していくために、顔認証付きカードリーダーは医療機関、薬局に無償で提供、病院3台まで、診療所1台、それ以外の費用は補充を拡充の施策を展開しており、スムーズに移行ができるように対応策を整えているところであります。また現場の医療関係者との意見交換でも、よりよい治療を受けることができるよう、デジタル化を進めていくことが重要だとの指摘も受けており、デジタル社会の実現に向けて施策が進められています。健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提との方針にのっとり、秋にも完了するひも付けの総点検とその後の修正作業等を政府全体でしっかりと取り組んでいるところであります。総点検および作業の状況を見極めた上で、さらなる期間が必要と判断された場合は必要な対応を行う方針であります。またマイナンバーカードと一体化した保険証を持っていない人全てに代わりとなる資格確認書を発行し、有効期間やカードの形状も今の健康保険証を踏まえたものにするなど、きめ細かな対応が取られています。今後も国民の皆さまに対しマイナンバーカードの保険証利用のメリットについて、丁寧に周知、広報を引き続き取り組むとの方針であります。以上の点を踏まえ政府の方針に明確な相違点がありますため、本請願に賛同することは不適切ということで判断をいたし、反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

7番、浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。はじめに私はマイナンバーカードの普及および利用の促進について、反対をしているものではないということを申し上げておきます。去る12月13日、2日前の新聞報道で岸田首相が予定どおり健康保険証の発行を来年秋に終了すると表明した。との記事が示されておりました。内容は2024年以降も発行済みの保険証を最長1年後まで使える猶予期間が設けられる。マイナ保険証を利用していない人には資格確認書を発行して受診できるようにする。との運用に関する説明が添えられていました。私が本請願に賛成するのは、保険証を廃止して資格確認書を発行するというに何か意味があるのかと考えたとき、対象となる国民は受診の際、保険証を提示していたものが資格確認書を提示することになっただけで、何のメリットもないと考えています。何より廃止されれば困る人は多くいると思いますが、保険証を存続させて困る人、迷惑を被る人は少ないと思っています。また、廃止に伴う自治体担当課の業務負担を懸念する声も多く聞きます。ある国会議員は、1万世帯の自治体で約5,500件の資格確認書が必要になるとの試算を紹介した上で、申請受け付けや発行などの仕事が増え、過労で倒れてしまうというような懸念が自治体職員から寄せられているとの事例も明かされています。最後に、資格確認書を新たに発行するにあたり、その事務処理に係る税金も無駄遣いの極みと思っております。真面目な納税者の納税意欲をそぐような無駄遣いを厳に慎むべきと考えております。以上のことから国民にとって何らメリットが見出せない資格確認書を新たに発行し、現行の健康保険証を廃止することよりも、その存続に努めるべきと考え賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は請願第2号につきまして、賛成の立場から討論いたします。本請願はマイナンバーカードに、健康保険証の機能も一体化することに伴う現行の健康保険証の廃止に対して反対の意見書の提出を求めるものですが、マイナンバーカードおよび制度そのものについては国民の所得を正確に把握することで脱税を抑止したり、給付金等の支給までの時間短縮や誤った給付の抑制にはなり得る制度であり、特に行政手続を簡素化できるのであれば、行政側だけでなく利用する国民の中にも歓迎する人はいると思われ、一定の理解はできます。しかし、そもそも本来取得は任意であり、さまざまな懸念や不安からマイナンバーを取得、利用したくないという国民もおり、公布から8年近くたった現在でも保有率は9月末現在で約72%にとどまっていると言われております。数日前の報

道で、これまでにマイナンバーカードとのひも付けの誤りが健康保険証が8,695件、障害者手帳が5,645件、公金受取口座が1,186件、計1万5,907件もあったと政府が公表したとありました。長崎県も障害者手帳の情報を別人のマイナンバーにひも付けるミスが1,989件も起こっていたとして行政指導がなされております。このような状況にありながら国や行政の瑕疵によって個人に損害が生じても国は一切責任を負わないという、まるで戦前の国家無答責の法理のような制度で、到底信頼を持てる制度およびカードではないと考える国民が多数いることは自然なことと考えます。このような拙速かつ脆弱なカードに医療機関で保険診療受診する際に必須となる健康保険証という命や健康に関わる重大な証書の機能を付帯させることは極めて慎重になるべきところを、マイナンバーカードに一体化させるだけにとどまらず、マイナンバーカードを持ってない国民が約3割もいるにもかかわらず、従来の保険証を廃止することは全ての国民が健康で文化的な最低限の生活を営む権利があり、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努めなければならないと規定している憲法25条に基づく国民の受療権の保障に反し、日本が誇る国民皆保険制度を脅かすことにつながります。さらにマイナ保険証利用者とそうでない人で初診料に差を付けるなど、任意取得であるはずのマイナンバーカード取得を事実上強制するに等しく、現状では到底容認できません。この初診料の格差はマイナンバーカードの健康保険証利用を、いわゆるマイナ保険証選択肢とした人であってもただ保険証利用を開始するだけではなく、過去の診療、薬剤情報の提供に同意するか、しないかでも異なっており、例え相手が医師であっても過去の病歴、既往症、障害などは知られたくないという人でも情報提供に同意しなければ従来の保険証と同じ扱いとなり、同意した場合よりも高くなります。保険証の廃止を決定した岸田首相自身が健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置を完了することが大前提と述べていますが、少なくとも現状ではそのような不安払拭の措置が完了しているとは言えず、マイナンバーカードの安全性と信頼性の確立と十分な普及、マイナ保険証利用者と未利用者の格差の撤廃などを全て行ってから改めて検討すべきものです。本請願はあくまで現行の健康保険証の存続を求めるものですので、マイナンバーカードそのものやマイナ保険証の廃止を求めているものではなく、マイナカードおよびマイナ保険証にメリットを感じる国民は自らの意思によって登録や使用を行えばいいだけであり、現行の健康保険証を残すことは、それ以外の国民の不安の払拭のために最も合理的で妥当なものです。請願の採択基準には願意の妥当性、実現可能性、町村や議会の権限事項に属するかなどがありますが、願意の妥当性については、ここまで述べたものになります。実現可能性については廃止予定は来年の秋ですので、それまでに再度国会がマイナンバー法の改正を提案、協議することは十分に可能だと考えます。そして権限事項については国民皆保険制度の下にある全ての国民、つまり長与町民にも直接関係することであり、また、健康保険証廃止に関する政府のアンケートに対して本町も保険証の廃止を延期すべきと回答したことに鑑みても、本町議会から国に意見書を提出する

のは何も不自然ではありません。請願および請願人が用意した意見書案の文中に、憲法違反、情報管理が狙いという主観的かつオーバーな表現があることは否めませんが、委員会審査における請願人および紹介議員への質疑の中で、請願趣旨である現行の保険証の存続を求めるという点さえ明確であれば、本町議会として実際に提出する意見書はこの意見書案のとおりではなく、議会内で合意が図りやすい文面に改定して構わないということの確認が取れております。以上のようなことから、本請願は採択すべきものと判断いたします。

#### ○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対は討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、請願第2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（可否同数）

起立採決の結果、可否同数です。

地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決いたします。

請願第2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願については、議長は不採択と裁決します。よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第14、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下、委員会において調査の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よつて、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

次に、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

金崎教育長。

#### ○教育長（金崎良一君）

議長の許可を得ましたので、ご報告申し上げます。ご報告いたしますのは、長与皿山窯跡関連遺構についてでございます。今年9月に嬉里郷にあります長与皿山窯跡に隣接する道路の側面が大雨により露出し、その断面に長与皿山窯跡関連のものと思われる遺物が出てまいりました。職員が現地を確認しましたところ、当該道路を挟んだ民間住宅開発地におきましても多くの遺物と思われる陶磁器片等が見受けられました。町といたしましても大変貴重な遺物の可能性があるかと判断し、開発業者、長崎県、地籍関係の専門の方等との協議を行うとともに、調査を進めている状況でございます。現在調査中につき詳細についてのご報告はできませんが、当町におきまして遺物発見案件として皆さまにご報告するものでございます。なお、来週も現地におきまして確認作業を行います。議員の皆さまもお時間が許されるならば現地にて状況を見守っていただければ幸いです。以上が長与皿山窯跡関連遺構についてのご報告でございます。最終日の貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございました。

#### ○議長（安藤克彦議員）

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思つております。去る12月5日に開会をしていただきました令和5年第4回長与町議会定例会も本日最終日を迎える運びとなりました。各議案につきまして慎重にご審議を賜りましたことに心よりお礼を申し上げたいと思つております。また12名の議員の皆さまから一般質問を頂き、町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては真摯に取り組み町政のさらなる発展に努めてまいり所存でございますので、議員の皆さま方におかれましても引き続きご支援、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて今年1年を振り返りますと、ご審議いただきました議案が73件、また延べ39名の議員の皆さま方からご質問を頂きました。答弁申し上げました点につきましては、誠心誠意実現に向けて努力をしてまい

りたいと考えております。今後ともご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また私の任期も残すところ半年を切ったところでございます。今回の第4回定例会一般質問の中におきましても議員お2人様から質問を頂きました。来年告示されます長与町長選挙への対応についてでございますが、今まで後援会の皆さま方のご意見あるいは関係各位との対話を続けてまいりましたが、私なりに判断をいたしました結論といたしまして、出馬することを決意した次第でございます。これまでさまざまな事業に関わってまいりましたが、期半ばにつきある程度見とおせ得る段階までやり遂げていくことが私の責務ではないかとの結論に至りまして、立候補の意思を固めさせていただいたわけでございます。これまでの3期12年間、無事に町政を努めることができましたのも議員の皆さまをはじめ関係各位のご支援、ご協力の賜物でありまして、改めてお礼を申し上げ、出馬の報告に代えさせていただきたいと思っております。残された任期につきましてもさらなる情熱と誠意を持って町政運営に取り組んでいくとともに、町民の皆さま方のご信任をいただけるものでございましたら、次の4年間、長与町が町民の皆さま方にとりましても住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちとなりますよう引き続き全力を尽くしてまいりたいと存じておりますので、今後ともお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。今年も残すところわずかとなりましたけれども、議員各位におかれましては健康に十分にご留意され、素晴らしい新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。今年1年大変お世話になりました。誠にありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和5年第4回長与町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 10時49分）